

自衛隊統合達第9号

人事評価に関する訓令(平成28年防衛省訓令第56号)第24条の規定に基づき、人事評価の実施に関する達を次のように定める。

平成28年9月30日

統合幕僚長 海将 河野 克俊

人事評価の実施に関する達

改正 平成29年3月27日 自衛隊統合達第6号

平成30年3月30日 自衛隊統合達第22号

令和2年3月31日 自衛隊統合達第2号

令和4年3月17日 自衛隊統合達第11号

(趣旨)

第1条 この達は、人事評価に関する訓令(平成28年防衛省訓令第56号)に基づき統合幕僚監部、統合幕僚学校及び自衛隊サイバー防衛隊(以下「隊員」という。)の人事評価の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(人事評価の実施権者等)

第2条 隊員の人事評価は、別表第1に掲げる実施権者、調整者及び評価者の系統(以下「評価系統」という。)により行う。

(苦情相談員等)

第3条 苦情相談員並びに苦情処理窓口及び審理機関は、別表第2のとおりとする。

(その他)

第4条 この達に定めるもののほか、人事評価の実施に必要な事項は、総務部長から指示させる。

附 則

この達は、平成28年10月1日から施行する。

附 則(平成29年3月27日自衛隊統合達第6号)

この達は、平成29年3月27日から施行する。

附 則(平成30年3月30日自衛隊統合達第22号)

この達は、平成30年4月1日から施行する。

附 則(令和2年3月31日自衛隊統合達第2号)

この達は、令和2年4月1日から施行する。

附 則(令和4年3月17日自衛隊統合達第11号)

この達は、令和4年3月17日から施行する。

別表第1(第2条関係)

評価系統統合幕僚監部

組織等	被評価者	評価者	調整者	実施権者
統合幕僚副長	統合幕僚副長	統合幕僚長	—	統合幕僚長
総括官	総括官	統合幕僚長	—	統合幕僚長
総務部運用部 防衛計画部指 揮通信システ ム部	部長	統合幕僚副長	統合幕僚長	統合幕僚長
	副部長	部長	統合幕僚副長	統合幕僚長
	課長	部長	統合幕僚副長	統合幕僚長
	調整官、室長・班長、総括主任 研究官、1佐の隊員	課長	部長	統合幕僚長
	課付	課長	部長	部長
	室員・班員	室長・班長	課長	部長
首席参事官	首席参事官	総括官	統合幕僚長	統合幕僚長
	調整官、班長、1佐の隊員	首席参事官	総括官	統合幕僚長
	班員	班長	首席参事官	総括官
参事官	参事官	総括官	統合幕僚長	統合幕僚長
	企画官、班長、1佐の隊員	参事官	総括官	統合幕僚長
	班員	班長	参事官	総括官
報道官	報道官	統合幕僚副長	統合幕僚長	統合幕僚長
	総括副報道官、1佐の隊員	報道官	統合幕僚副長	統合幕僚長
	副報道官、報道官付	総括副報道官	報道官	報道官
首席法務官	首席法務官	統合幕僚副長	統合幕僚長	統合幕僚長
	法務官、班長、1佐の隊員	首席法務官	統合幕僚副長	統合幕僚長
	班員	班長	首席法務官	首席法務官
首席後方補給官	首席後方補給官	統合幕僚副長	統合幕僚長	統合幕僚長
	後方補給官、室長・班長、1佐 の隊員	首席後方補給官	統合幕僚副長	統合幕僚長
	室員	後方補給室長	首席後方補給官	首席後方補給官

統合幕僚学校

組織等	被評価者	評価者	調整者	実施権者
統合幕僚学校	統合幕僚学校長	統合幕僚長	—	統合幕僚長
	統合幕僚学校副校長	統合幕僚学校長	統合幕僚長	統合幕僚長
	課長、企画室長、国際平和協力 センター長	統合幕僚学校副校長	統合幕僚学校長	統合幕僚学校長
	第1・第2教官室長、研究室 長、班長	課長	統合幕僚学校副校長	統合幕僚学校長

	企画室員	室長	統合幕僚学校副校長	統合幕僚学校長
	総務課員、教育課員	課長	統合幕僚学校副校長	統合幕僚学校長
	国際平和協力センター員	国際平和協力センター長	統合幕僚学校副校長	統合幕僚学校長

自衛隊サイバー防衛隊

組織等	被評価者	評価者	調整者	実施権者
隊本部	自衛隊サイバー防衛隊司令	統合幕僚長	—	統合幕僚長
	副司令、科長	司令	—	司令
	科員	科長	司令	司令
各隊	ネットワーク運用隊長、 サイバー作戦隊長、	司令	統合幕僚長	統合幕僚長
	中央指揮所運営隊長	司令	—	司令
	隊員	隊長	司令	司令

注：この表中、「1佐」とは、1等陸佐、1等海佐又は1等空佐をいう。

別表第2(第3条関係)

1 苦情相談員

苦情相談員	統合幕僚監部総務部人事教育課補任班長 統合幕僚学校総務課総務班長 自衛隊サイバー防衛隊隊本部第1科長
-------	--

2 苦情処理窓口及び審理機関

苦情処理窓口	統合幕僚監部総務部人事教育課補任班
審理機関(決裁権者)	統合幕僚監部総務部(総務部長)